

一般社団法人長野県原種センター 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法人は、農作物の優良な原種苗・原種菌及び種苗・種菌（以下「種苗等」という。）の生産等に係る研究開発、遺伝資源の収集保管等の業務を行う。

また、種苗等の生産・配布・販売等を行うことにより、国民食料の確保と食料の安定供給及び農業の生産性向上に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この法人は、一般社団法人長野県原種センター（以下「センター」という。）という。

(事 務 所)

第3条 センターは、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 優良種苗等の生産技術の研究開発及び研修
- (2) 種苗等の遺伝資源の収集保管及び原々種菌等の貯蔵
- (3) 優良原種苗の生産・販売
- (4) 主要農作物の優良種苗の生産・配布
- (5) 優良種苗等の生産・配布・販売
- (6) 種苗等の生産配布に係る損失補填
- (7) 前号までに掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 センターは、センターの趣旨に賛同して入会した次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正 会 員 長野県内の地方公共団体並びに長野県の区域内に事務所を有する農業関係団体及び種苗関係団体
 - (2) 賛助会員 正会員以外の団体
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 センターに加入しようとする者は、加入申請書をセンターに提出し、理事会の承認を得なければならない。

(出資金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところに従って出資金又は会費を納入するものとする。

2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入するものとする。

(脱 退)

第8条 会員は、センターを脱退しようとするときは、その理由を記した脱退届を理事長に提出し、理事会の承認を得て脱退することができる。

(除 名)

第9条 会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合においては、除名対象会員に対し、除名の決議を行う7日前までにその旨を通知し、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名にすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 全正会員が同意したとき

(2) 当該会員が解散したとき

(出資金等の不返還)

第11条 出資金及び会費は、いかなる場合でも返還しないものとする。

(会員名簿)

第12条 理事長は、会員名簿を事務所に備え置き、会員の異動あるごとにこれを訂正しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第13条 センターに次に掲げる役員を置く。

(1) 理 事 18名以上23名以内

(2) 監 事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、5名以内を副理事長とし、1名を専務理事及び若干名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、正会員である地方公共団体の長及び職員並びに団体の役員並びに学識経験者のうちから総会で選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 理事は、理事会を組織し、センターの業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、センターを統轄し、センターを代表する。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、常務理事は理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、常務を分掌して処理する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、4ヵ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を行う。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として就任した理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事が、第13条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。

ただし、専務理事及び常務理事については、総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

(事務局)

第19条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、職員については、理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長が定めた職務に従事する。

第5章 総 会

(総 会)

第20条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、事業年度開始前及び事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は、必要あるときに開催する。

ただし、会員は、10分の1の会員数を持って、理事長に総会の開催を請求することができる。

4 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総会の招集は、少なくとも開会の14日前までに、開会の日時、場所、目的である事項及びその他法令で定める事項を記載した書面をもって通知を発するものとする。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

(総会の権限)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会の決議又は承認を経なければならない。

(1) 事業計画書及び収支予算書

(2) 事業報告書

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書

(4) 正会員の除名

(5) 理事及び監事の選任又は解任

(6) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準

(7) 定款の変更

(8) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃

(9) 解散及び残余財産の処分

(10) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事長が必要と認めた事項

(議 決 権)

第24条 正会員は、各1個の議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 前項の場合、第25条の適用については、出席したものとみなす。

(決 議)

第25条 この定款に特段の定めがあるもののほか、総会の議決は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 ただし、次に掲げる事項は、総正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解 散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第13条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうち2名以上は、前項の議事録に記名捺印する。

第6章 理事会

(理事会)

第27条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。
- 4 理事会を招集する場合は、開会の7日前までに各理事、各監事に書面をもって通知を発しなければならない。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 6 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の権限)

第28条 理事会は、法令又はこの定款に定めのあるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) センターの業務の決定
- (2) 理事の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分
- (5) 多額な借財
- (6) 組織の設置、変更及び廃止
- (7) 規程の制定及び改廃
- (8) その他理事長が必要と認めた事項

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種類)

第30条 センターの資産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2 基本財産は、センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産は、センターの目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとする時は、総会の議決を得なければならない。

(資産の管理)

第31条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決をもって定める。

(事業計画及び収支予算)

第32条 センターの事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査及び理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第34条 センターは、剰余金の分配はできない。

(事業年度)

第35条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て、これを変更することができる。

(解 散)

第 37 条 センターは、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議又は法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 38 条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 センターの公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 このセンターの最初の理事長は、中村倫一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行った時は、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更後の定款は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。